

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年11月12日

中

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	森町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.morimachi.shizuoka.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/mynumber/1413.html

執行機関名 森町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	母子家庭等に係る医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	45	
③ 番号法別表第2の項	65	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第1 第3の項 母子家庭等に係る医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	森町母子家庭等医療費助成要綱(昭和55年森町告示第53号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の <u>福祉</u> を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>母子家庭等</u> に対しその医療を受けるのに必要な費用の一部を助成することにより、母子家庭等の <u>福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		森町母子家庭等医療費助成要綱